

## 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。**

### 補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+(5万円×病床数)
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

### 補助の対象機関

- ・新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

### 補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金

検索

➔[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi\\_shien.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html)

### 〈お問合せ先〉

滋賀県  
新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター  
電話番号 0570-085441  
(受付時間は平日9:00~17:00)

厚生労働省医政局  
新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター  
電話番号 0120-786-577  
(受付時間は平日9:30~18:00)



# 補助を受けるための流れ

## ① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う**病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所**が、補助の対象機関となります。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

## ② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ **感染拡大防止対策に要する費用**に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための**診療体制確保等に要する費用**について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ 令和2年4月1日以降の費用が対象となりますので、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、申請することも可能です。また、実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

## ③ 「申請書および請求書」等を作成します。

○ 次ページを参照して、**所定の様式により、「申請書および請求書」・「事業実施計画書」（以下、「申請書等」）**を作成します。（**申請は原則1回限り**）

### 〈注意事項〉

・ 「申請書および請求書」には代表者印を押して、紙媒体での提出が必要

## ④ 申請書等を提出します。 【申請期限：令和2年12月28日(月)】

○ ③で作成した申請書等について、**滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に提出**します。（提出方法・提出先は、次頁をご確認ください。）

〈注意事項〉 通常の**診療報酬請求には同封せずに単独で送付**してください。

## ⑤ 申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 申請内容を確認後に交付決定し、**国保連または滋賀県から補助金を振込**。

## ⑥ 実績報告を行います。

○ 補助金の交付を受けた場合、令和3年2月26日（金）までに、**所定の様式により実績報告を次頁の提出先に郵送**します。

○ 実績報告時に**支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算**を行います。

# 「申請書および請求書」・事業実施計画書の入手・提出方法

## 申請書等の入手方法

- ・申請時に必要な書類は、「申請書および請求書」・「事業実施計画書」となります。
- ・以下の**滋賀県ホームページ**により、**様式および申請マニュアルをダウンロード**できます。  
※厚労省HPの様式と異なっていますので、**必ず県の様式を使用**してください。

[滋賀県ホームページ]

<https://http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/313572.html>

## 「申請書および請求書」

令和2年8月1日

滋賀県知事 様

東京都中央区日本橋〇-〇-〇  
医療法人社団〇〇〇 △△△病院  
病院長 〇〇〇

代表者印を押してください。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の  
交付申請書および請求書 (①オンライン、②WEB、③電子、④紙)

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金17,000,000円

※申請される方法に丸(まる)をつけてください。

## 「事業実施計画書」

東京都  
様式2-1 (様式2-2は、延申請用であり、どちらか一方を提出)  
オンライン請求システム・WEB受付申請システム・電子媒体(CD-R)申請用  
事業実施計画書\_医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

申請日 令和2年7月31日

申請内容 1 3 3 4 5 6 7 8 9 0 施設名称 医療法人社団〇〇〇 △△△病院

施設種別 1 2 3 4 5 6 7 郵便番号 〇〇〇〇 郵便所 市区町村 〇〇〇〇〇〇〇〇

施設種別(ゾーンの区分) 病院(内科) 許可床数(床) 300 補助上限額(基準額) 17,000,000

施設種別及び許可床数に照合が正しい  はい  いいえ

口役情報  はい  いいえ

国保連合会による当該口座の口座開設結果が確認結果が共有されること  はい  いいえ

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の照合に使用することに同意する  はい  いいえ

※なお、本事業実施のために新たに手・共有された情報は本事業のみで利用し、その他の目的で使用されることはありません。

新型コロナウイルス感染症を疑う重症受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業の重点的支援について  はい  いいえ

申請する予定はない  はい  いいえ

事業費用

【新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用】

科目	支出予定額(円)	収入予定額(円)
現金-雑費	2,000,000	
雑費	400,000	
会議費	500,000	
雑費	135,500	
雑費	4,500,000	
雑費	1,500,000	
雑費	1,500,000	
雑費及び雑費	3,000,000	
雑費	4,000,000	
b_合計支出予定額(雑費)	17,535,500	
c_上記支出に対する補助金以外の収入-その他収入		0
d_合計支出予定額-収入予定額(円)(b-c)		17,535,500
補助金交付申請額(円)(a-c)(円未満は0)		17,000,000

上記「現金-雑費」に雑費から動員している費及び雑費の提供を行う者に係る人  はい  いいえ

## 申請書等の提出方法 (①~④の方法)

- 「申請書および請求書」は、代表者印を押印した紙媒体がいずれの申請方法でも必要です。
- ① 国保連の「オンライン請求システム」(毎月の診療報酬請求に使用しているシステム)により提出
- ② オンライン請求システム未導入の医療機関等は、専用の「WEB申請受付システム」により提出  
(<https://reg34.smp.ne.jp/regist/switch/00002G0001dEC9Umi8/PreRegistration>)
- ③ ネット環境に対応していない場合は、電子媒体(CD等)により下記の提出先に郵送  
(電子媒体による提出が困難な場合は④紙媒体を郵送)

【提出先】〒520-0043 大津市中央四丁目5-9 (滋賀国保会館)  
滋賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事務局 (医療・支援金)

## 提出にあたっての留意事項

- ・申請方法に関わらず、診療報酬提出時期と重ならないようにするため、申請受付期間は、**毎月15日から月末までの間**となります。(申請期限は令和2年12月28日(月))
- ・代表者印を押印した「申請書および請求書」の提出および電子媒体、紙媒体での申請は、郵送とし、通常の診療報酬請求には同封せず単独で送付してください。その際、送付先は「滋賀県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事務局(医療・支援金)」と朱書きするなどしてください。
- ・電子媒体(CD等)を郵送する際には、媒体表面に分かりやすく、**タイトルを「医療・支援金」とし、「医療機関等コード」と「医療機関等名」を油性マジック等で明記**してください。

# Q&A

## Q1 どのような費用が対象となりますか。

A1 「従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入 等

## Q2 いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日以降の費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、申請することも可能です。事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

## Q3 どのような機関が補助の対象となりますか。

A3 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所を対象としています。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

## Q4 新型コロナ患者の受入れ対応などをしていなくても、対象となりますか。

A4 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。

## Q5 病院の場合、補助上限額が「200万円+5万円×病床数」となっていますが、病床数に制限はありますか。一般病床以外の病床も対象ですか。

A5 病床数の制限はありません。一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。

なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は、「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

## Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。